兵庫県中小企業融資制度（県制度融資）

令和７年４月１日現在

小規模無担保貸付のご案内

小規模事業者が必要とする一般的な資金を融資します
（特別小規模貸付の限度額を超える資金需要に対応）

1　融資対象者

県内で事業を営む方、又は県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする中小企業者等で、常時使用する従業員数が次の人数以下の方

製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業※	２０人以下
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	５人以下

※ただし、会社・個人以外の中小企業者等（組合等）の場合、宿泊業・娯楽業も５人以下となります

2　融資条件

融資利率	年１.８５%（固定利率）
保証料率 （主な場合）	０．４５%～１．９０%
融資限度額	２，５００万円 ※既存の協会保証残高と合算で4,500万円が限度となります。
融資期間	７年以内（うち据置６か月以内）
資金使途	設備資金、運転資金
信用保証	必ず保証協会の保証を付ける
担保	不要
申込書類等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ②その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

3　ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、県融資制度の取扱金融機関へご相談ください。

※ 取扱金融機関の一覧は、県ホームページに掲載しています。
※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

兵庫県産業労働部地域経済課（神戸市中央区下山手通5-10-1）
兵庫県　制度融資で検索　または　右のQRコードから